

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 4 月 15 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、平成 18 年 12 月 8 日付け管理第 44 号による行政文書開示決定（以下「別件処分 1」という。）、同日付け管理第 45 号による行政文書部分開示決定（以下「別件処分 2」という。）及び同日付け砂防第 65 号による行政文書部分開示決定（以下「別件処分 3」といい、別件処分 1、別件処分 2 及び別件処分 3 を「別件処分」と総称する。）において、本来は適正に開示すべき行政文書であるにもかかわらず、実施機関が適正に開示しなかった行政文書（平成 19 年 2 月 6 日付け砂防第 90 号による行政文書開示決定（以下「別件処分 4」という。）により開示された行政文書（以下「別件対象文書」という。）を除く。また、別件処分 4 に係る異議申立てを「別件異議申立て」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 4 月 27 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 5 月 13 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの。）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求に係る開示請求書に記載したとおり、本来は適正に開示すべき行政文書を再度開示しなかったという事実を隠匿しようとする画策するものである。

別件異議申立てに係る異議申立書に記載したとおり、平成 18 年 12 月 8 日付け砂防第 64 号による行政文書部分開示決定通知書で示された簡易文書処理簿（以下「別件簡

易文書処理簿」という。)によれば、実施機関は以下の少なくとも3件の行政文書を国土交通省宛てに発送していると考えられる。

国土交通省宛てに発送している当該文書とは、①起案者：〇〇，受信者名：国土交通省砂防計画課，件名：資料，通数：1，施行方法：郵送，施行月日：平成18年6月16日，②起案者：〇〇，受信者名：国土交通省砂防部，件名：資料，通数：1，施行方法：郵送，施行月日：平成18年7月26日及び③起案者：〇〇，受信者名：国土交通省，件名：資料，通数：1，施行方法：郵送，施行月日：平成18年9月26日という内容である。

上記①から③までのいずれの行政文書も，平成18年12月27日の閲覧時に意図的に開示されなかったという重大な疑義がある。また，本件請求においても，不開示決定を強行したものであり，広島県が組織的に私を虫けら扱いしているものと受け止めざるを得ない。

条例などに従い，速やかに適正な開示を行うよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が，理由説明書で説明する本件処分を行った理由は，おおむね次のとおりである。

別件異議申立てに係る令和2年10月8日付け道河第570号の理由説明書で述べたとおり，当庁としては，別件処分2及び別件処分3で部分開示決定処分を，別件処分1及び別件処分4で開示決定処分を行ったところであり，これらの各処分により，本来開示できない個人情報等を除き，全ての行政文書を開示している。

したがって，これ以上対象文書は存在しないとして，本件処分を行ったものであり，当該処分は正当である。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

異議申立人は，本件処分に対し，本来は適正に開示すべき行政文書が開示されていない旨主張しているため，以下，その存否について検討する。

当審査会では，別件異議申立てに係る諮問事案の審査の過程において，別件処分が開示対象としていなかった行政文書は，別件処分4で開示された別件対象文書のみであるとの結論を得ている。

そうすると，本件請求では，別件処分4で開示された別件対象文書を請求の対象文書から除くとされているため，実施機関が行った本件処分は妥当である。

なお，念のため実施機関に対して，本件請求後に対象文書の探索を行ったか否かを確認したところ，担当部署である土木部土木整備局道路河川管理室及び砂防室において本件請求の対象となる行政文書の有無を確認するとともに，別件処分に係る異議申立ての中で対象文書が存在する根拠として挙げられていた文書発送簿及び別件簡易文書処理簿との照合も再度行い，対象文書は存在しないことを確認したとのことであり，この方法に不十分な点は認められず，また，他に対象となり得るものの存在をうかがわせる事情も認められない。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 3 月 5 日	・ 諮問を受けた。
令和 2 年 8 月 28 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 2 年 10 月 8 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 2 年 10 月 13 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 3 年 2 月 19 日 (令和 2 年度第 10 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 3 月 19 日 (令和 2 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授